

# 群馬県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる豊かな社会の実現に向けて～

平成20年3月

群馬県

# 目 次

## 第1章 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画の策定	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の目的	1
2 計画の性格と期間	
(1) 計画の性格	2
(2) 計画の期間及び対象地域	2

## 第2章 群馬県における動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況	3
2 犬・ねこの引取り状況	4
3 犬の収容及び返還の状況	5
4 犬・ねこの致死処分状況	6
5 犬・ねこに関する苦情・相談の状況	7
6 動物取扱業の状況	8
7 動物愛護や適正飼養に関する普及啓発の状況	9
8 災害時における動物対策	10

## 第3章 計画の目標と実現に向けての連携

1 計画のめざす社会	
(1) 具体的なめざす姿と行動指針	11
(2) 数値目標	12
2 関係機関・団体等の連携・協働	14

## 第4章 具体的な取り組み

1 行動指針1 「動物をもっとよく知り大切にしよう」に基づいた取り組み	
(1) 県の取り組み	
ア 動物愛護の普及啓発	17
イ 人材の育成	18
(2) 関係機関・団体等に期待する取り組み	19

2	行動指針2 「動物の習性等を理解して、適正に飼おう」に基づいた取り組み	
(1)	県の取り組み	
ア	適正飼養及び管理の推進	20
イ	動物による危害や迷惑の防止	21
ウ	動物取扱業の一層の適正化	22
エ	実験動物、産業動物の適正な取扱い	22
(2)	関係機関・団体等に期待する取り組み	23
3	行動指針3 「致死処分される動物の数を減らそう」に基づいた取り組み	
(1)	県の取り組み	
ア	収容した動物の返還の推進	25
イ	譲渡の推進	25
ウ	負傷動物の収容保護体制の強化	25
(2)	関係機関・団体等に期待する取り組み	26
4	行動指針4 「県民と動物の安全を確保しよう」に基づいた取り組み	
(1)	県の取り組み	
ア	災害時における動物対策	27
イ	人と動物の共通感染症対策	28
(2)	関係機関・団体等に期待する取り組み	29

## 第5章 計画の推進

1	計画の周知	31
2	計画の推進体制	31
3	計画の見直し	31
<参考>	用語集	32

# 第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

## 1 計画の策定

### (1) 計画策定の趣旨

近年、わが国では、核家族化や高齢者のみの世帯の増加等により、人々が動物(ペット)に安らぎや潤いを求めるようになりました。

それに伴い、ペットの飼養形態は、単なる愛玩動物ではなく、寝起きから外出まで一緒に過ごす等、家族の一員として暮らす形態が増加しています。

また、現在は空前のペットブームと言われ、犬やねこだけでなく、今まであまりなじみのなかったヘビやイグアナ等の“エキゾチックアニマル”の飼養も増加しています。

その一方で、一過性の流行を追いかけペットを飼ったり、十分な知識のないまま安易に飼養を開始した結果、不適切な飼養や周辺への迷惑行為、ひいては動物の遺棄・虐待等の問題を起こしている例が少なくありません。

こうした動物に関する問題の解決には、適正飼養及び終生飼養という飼い主責任を果たすことが基本であり、また、行政や関係団体等の取り組みはもとより、地域の理解・協力が必要不可欠となっています。

群馬県では、「人と動物が共生できる豊かな社会」の実現に向けて、県民、行政、関係団体、動物愛護団体等動物に関わるすべての人々が動物の愛護と管理に関して相互に理解を深め、共通認識を持ち、連携を図りながら、本県の状況に即した施策展開を図るため、群馬県動物愛護管理推進計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

### (2) 計画の目的

本計画は、動物の愛護及び管理に関する県の施策の基本的な方向性や中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段や実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

## 2 計画の性格と期間

### (1) 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第6条に基づく計画であり、環境省が平成18年10月31日に策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即し、動物愛護及び管理に係る10年後のあるべき姿を目標として策定しました。

### (2) 計画の期間及び対象地域

本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とし、群馬県全域を対象とします。

## 第2章 群馬県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題

### 1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

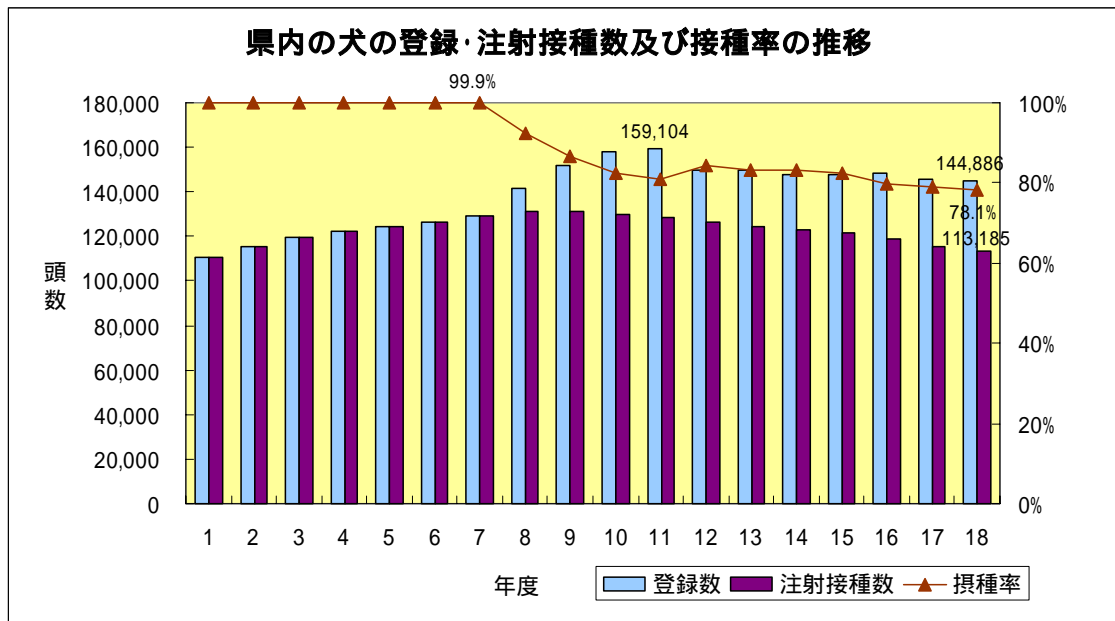
平成18年度の群馬県における犬の登録数は144,886頭であり、およそ5世帯に1頭の割合で飼われている状況で、全国でも上位の飼養率です。

また、狂犬病予防注射接種数は113,185頭で、接種率(狂犬病予防注射実施数/登録数)は78.1%となっています。

ペットフード工業会の平成18年度犬猫飼育率全国調査によると、全国で登録頭数のほぼ倍に当たる約1,209万頭が飼養されていると推定されており、群馬県においても無登録の犬が相当数いるものと考えられます。

我が国では、昭和32年以降犬の狂犬病は発生していませんが、万が一日本で狂犬病が発生した場合、そのまん延を防ぐためには、70%以上のワクチン接種率が必要と言われています。

飼い犬の生涯一度の登録と毎年の狂犬病予防接種については、狂犬病予防法で規定されている義務であることや、狂犬病の予防のために必要であること等をさまざまな機会をとらえて啓発し、引き続き登録と予防接種の徹底を図ることが課題となっています。



## 2 犬・ねこの引取り状況

犬・ねこの引取りを所有者から求められた際には、県で引取ることが法第35条で定められており、平成18年度に引き取った犬は1,000頭、ねこは2,792匹でした。

犬の引取り数は、昭和59年度の5,563頭をピークに年々減少しており、特に子犬の引取りが減少しています。

子犬の引取りが減少した理由としては、社団法人群馬県獣医師会(以下「獣医師会」という。)等の協力により、適正飼養が浸透し無計画な繁殖が少なくなったこと、また、動物愛護団体等による譲渡会で新たな飼い主が見つかること等が要因と考えられます。

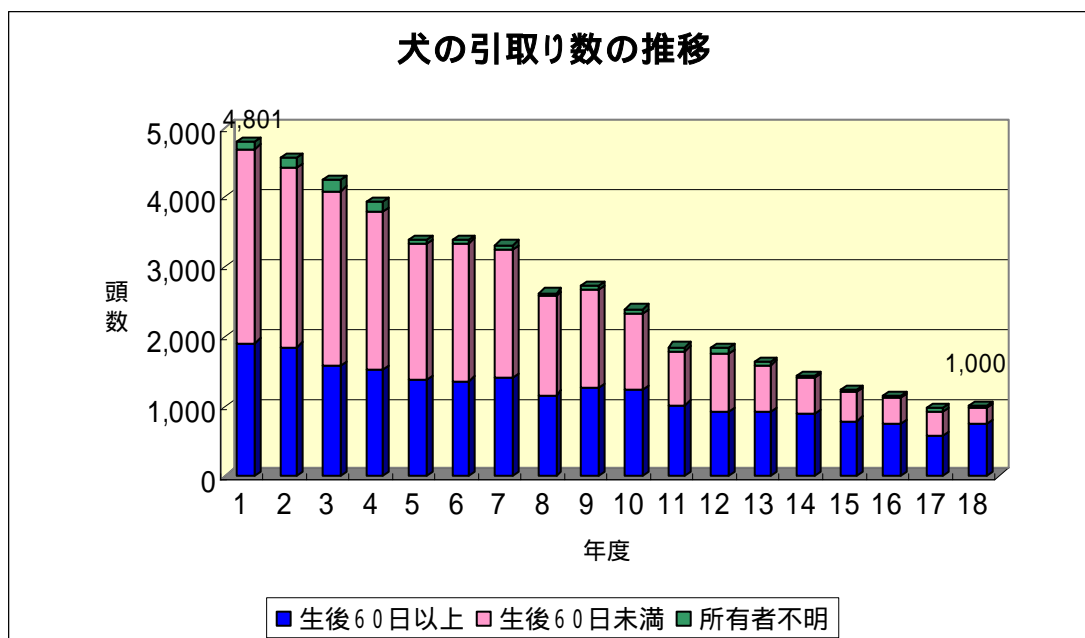
犬の引取り依頼理由としては、「犬が高齢・病気」「近所からの苦情」が多く、これは適正な飼養がなされていないこと、また、最後まで面倒を見るという飼い主責任が十分果たされていないことに起因すると考えられます。

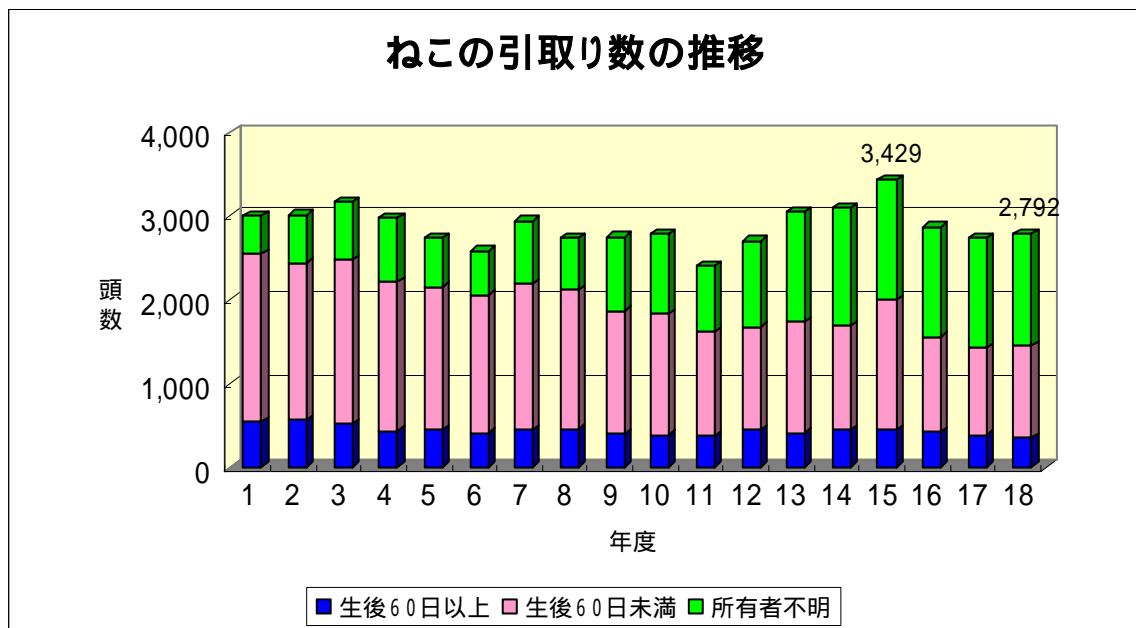
ねこの引取り数は、年度ごとにばらつきがありますがほぼ横ばい状態です。

このうち、所有者不明のねこ及び引取ったねこのほとんどが子ねこであり、その割合は80%を超えています。

また、引取りを求める理由も「これ以上の数は飼えない」がほとんどを占めています。

犬・ねこの引取り数を減少させるためには、最後まで飼うことはもちろんのこと、特に、ねこの場合は無計画な繁殖の防止や室内飼養が重要であり、その普及啓発が課題となっています。





### 3 犬の収容及び返還の状況

県で平成18年度に捕獲・収容した所有者不明の迷い犬(以下「収容犬」という。)は2,311頭で、昭和49年度の11,627頭をピークに年々減少しています。

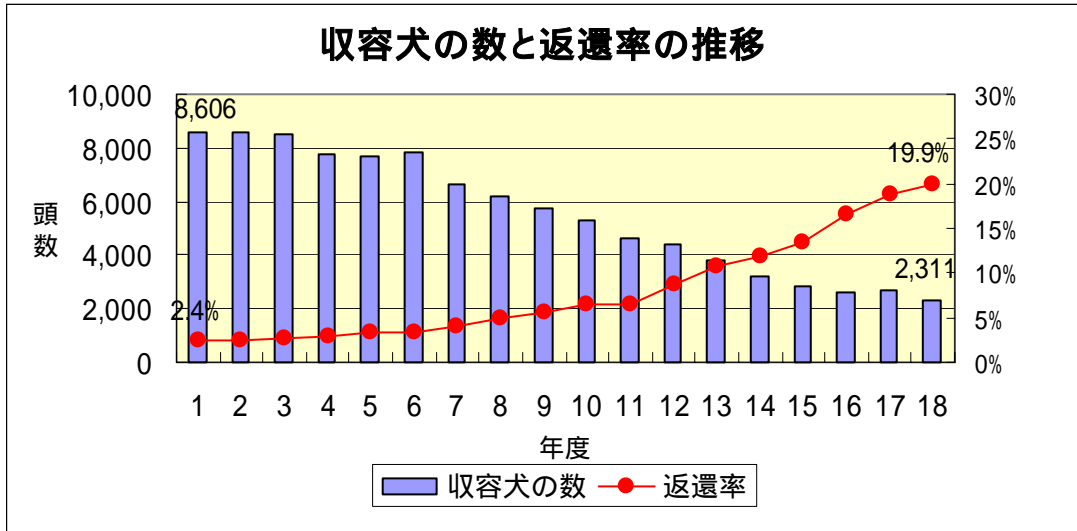
収容犬が減少した理由としては、犬の係留が一般化し、さらに室内飼養が普及してきたことが一因と考えられます。

一方、収容犬の返還率は、19.9%と5頭に1頭が飼い主の元へ返還されています。

県では、平成19年度から動物管理センターのホームページに収容犬等の情報を写真とともに掲載し、飼い主への返還率を向上させる取り組みを行っています。

収容犬の数をさらに少なくするには、引き続き群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「県条例」という。)で規定している係留義務の徹底と狂犬病予防法による鑑札等の装着の徹底が課題となっています。





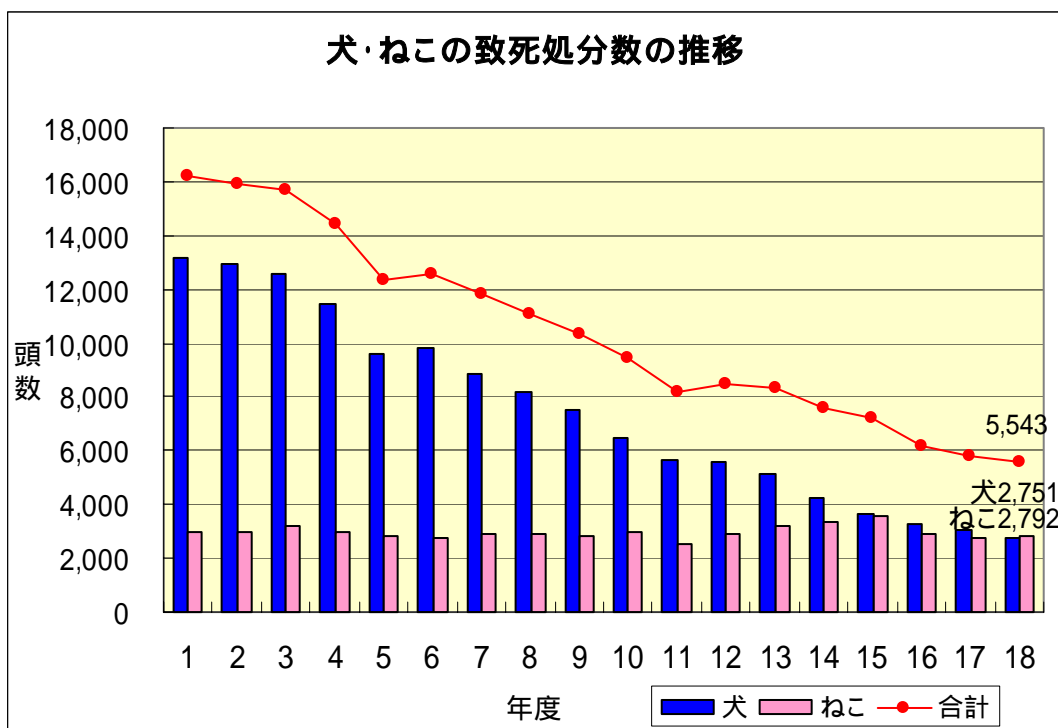
## 4 犬・ねこの致死処分状況

収容犬及び引取り犬・ねこについては、飼い主が見つからない場合は、その大部分が致死処分となり、平成18年度ではその数は犬が2,751頭、ねこが2,792匹の計5,543頭となっています。

犬の致死処分数は年々減少していますが、ねこは横ばい状態で、子ねこの処分の割合が多い状況です。

犬・ねこの致死処分数を減少させるためには、新たな飼い主を探す譲渡の推進が課題となっています。

特に、ねこの場合は繁殖力が強いことから、不妊・去勢措置等の繁殖制限及び室内飼養の普及が課題となっています。



道路等で死亡しているねこの収容数は、年間7,000匹を超えている状況です。ねこを交通事故に遭わせないためにも室内飼養を推進する必要があります。

## 5 犬・ねこに関する苦情・相談の状況

保健福祉事務所に寄せられる犬・ねこの苦情・相談件数は非常に多く、平成18年度は13,466件でした。

このうち、犬に関する苦情・相談件数は10,969件で、ここ数年横ばい状態です。

その内容は、「迷い犬の保護及び収容依頼」が51%と最も多く、次いで「飼い犬の保護照会」が25%、「飼い犬の引取りの相談」が7%となっています。

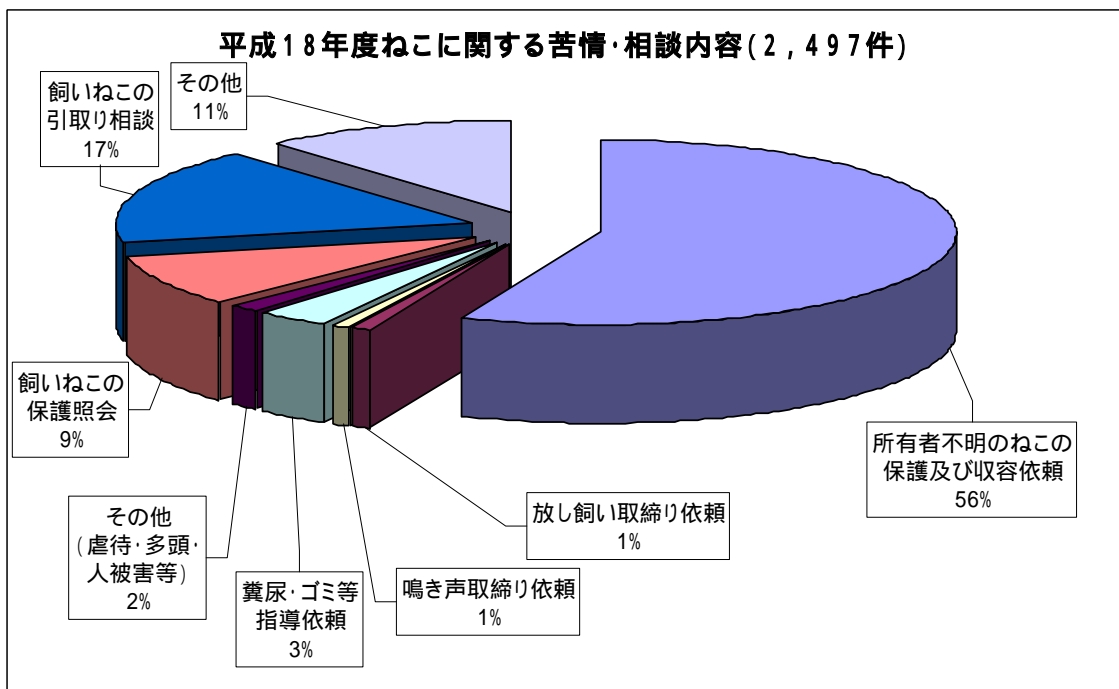
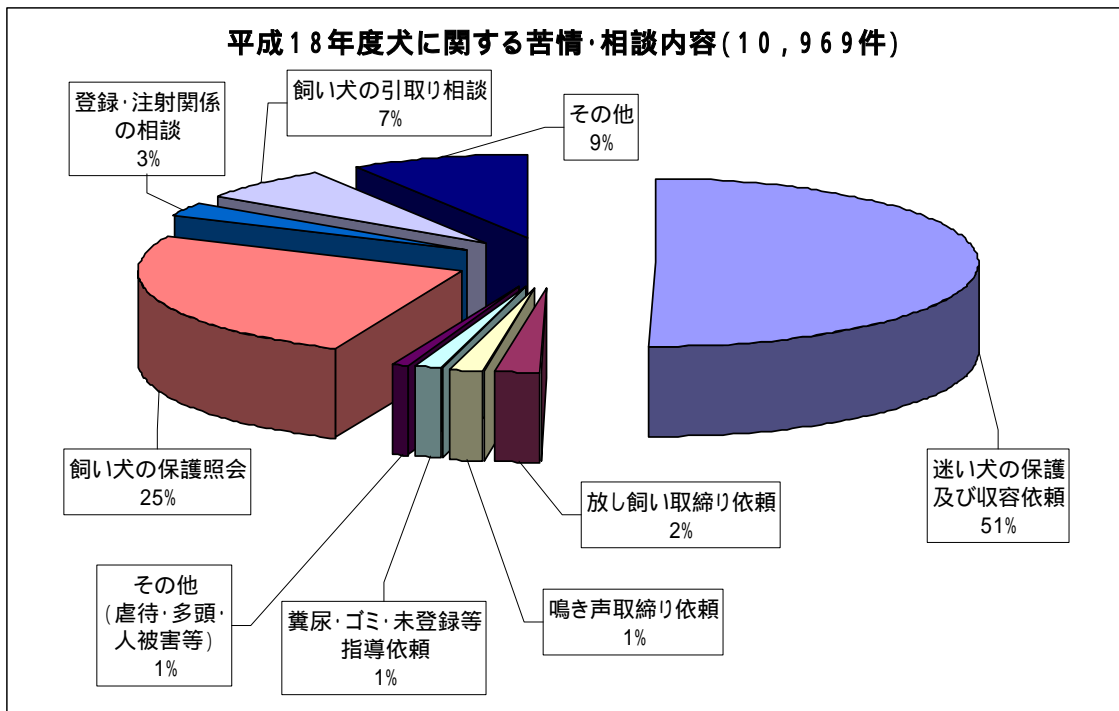
このほか、放し飼い、鳴き声、ふん尿の処理等飼養管理に関するもので、近隣とのトラブルの原因となる苦情も見受けられます。

犬に対する苦情の主な原因である「迷い犬の保護及び収容依頼」や「飼い犬の保護照会」を減少させるためには、鑑札・注射済票の装着の徹底やマイクロチップ等の所有明示措置の普及の推進を図ることが課題となっています。

一方、ねこに関する苦情・相談件数は2,497件で、「所有者不明のねこの保護及び収容依頼」が56%と最も多く、次いで「飼いねこの引取り相談」が17%となっています。

また、所有者不明のねこへの給餌行為のみを行い、繁殖制限やふん尿の処理等の適正な飼養を行わない住民が、近隣とトラブルを起こすケースもみられます。

ねこに対する苦情を減少させるためには、不妊・去勢措置等の繁殖制限や室内飼養の普及啓発を推進し、所有者不明のねこを少なくすることが課題となっています。



## 6 動物取扱業の状況

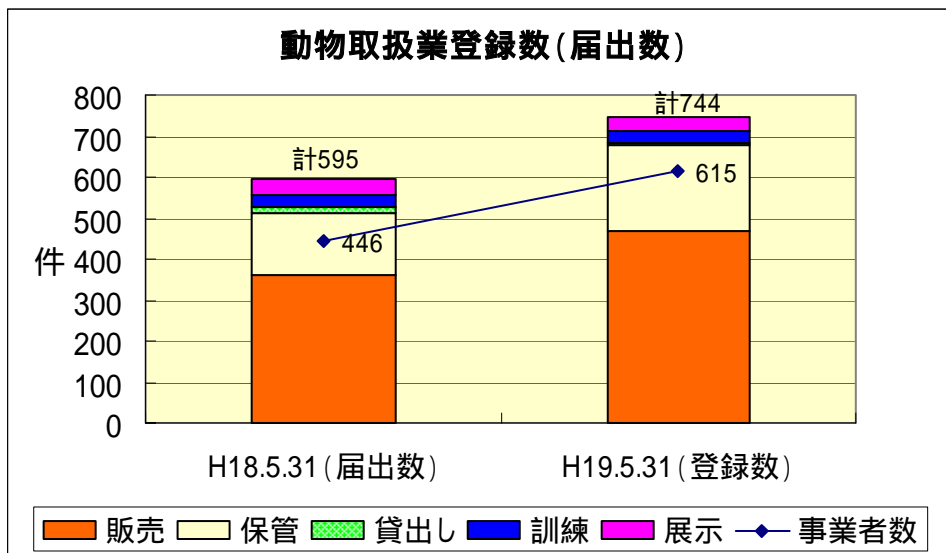
平成17年の法改正により、動物取扱業が届出制から登録制へと規制が強化され、対象業種の範囲も拡大されました。

県内には平成19年5月31日現在で、744件の動物取扱業者が登録しており、ペットショップやブリーダー等動物を繁殖・販売している販売業が最も多くなっています。

ペットブームに伴い、動物に関係する業態の多様化や業者数も増加し、中には動物の

不適切な取扱いを行っている業者もみられることから、業務実施のより一層の適正化を図るため、適切な検査指導が課題となっています。

また、動物取扱業者は、命ある動物と飼い主をつなぐ橋渡し役、そして適正な飼養がなされるよう飼い主の良きアドバイザーとしての役割も求められています。



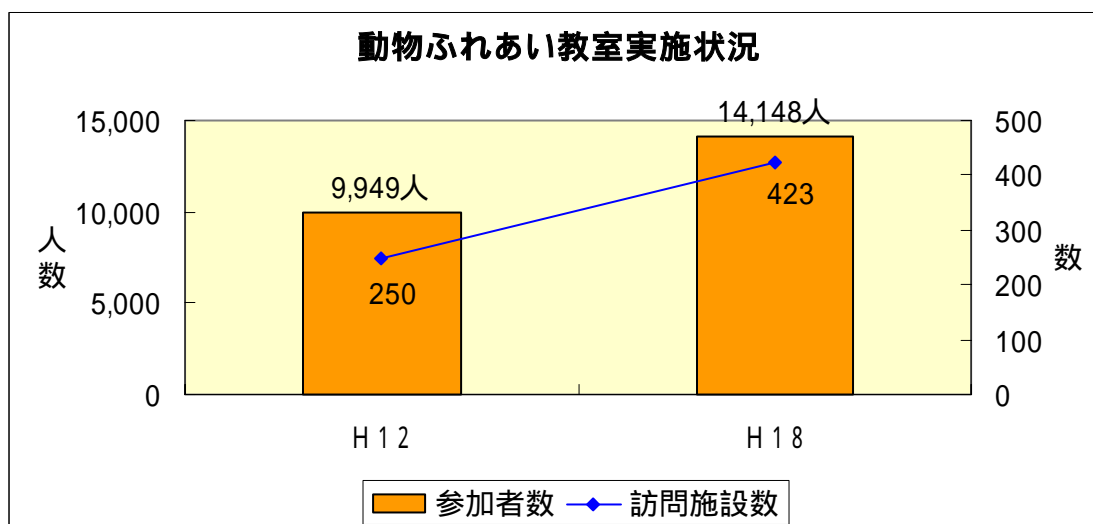
## 7 動物愛護や適正飼養に関する普及啓発の状況

幼少期から動物に親しみ、ふれあい、適正な飼養に関わることは、子どもの豊かな心を育てるために重要であると言われています。

県では、動物愛護の普及啓発等に関して、次の事業等を実施しています。

平成10年度から獣医師会の協力を得て、生き物である動物を通して「やさしさ」「命の大切さ」を肌で感じてもらうことを目的に「動物ふれあい教室」を実施しています。

平成18年度には小学校254校、幼稚園等169園の計423施設で動物ふれあい活動、飼養動物に対する衛生管理指導や病気予防・治療等を行いました。

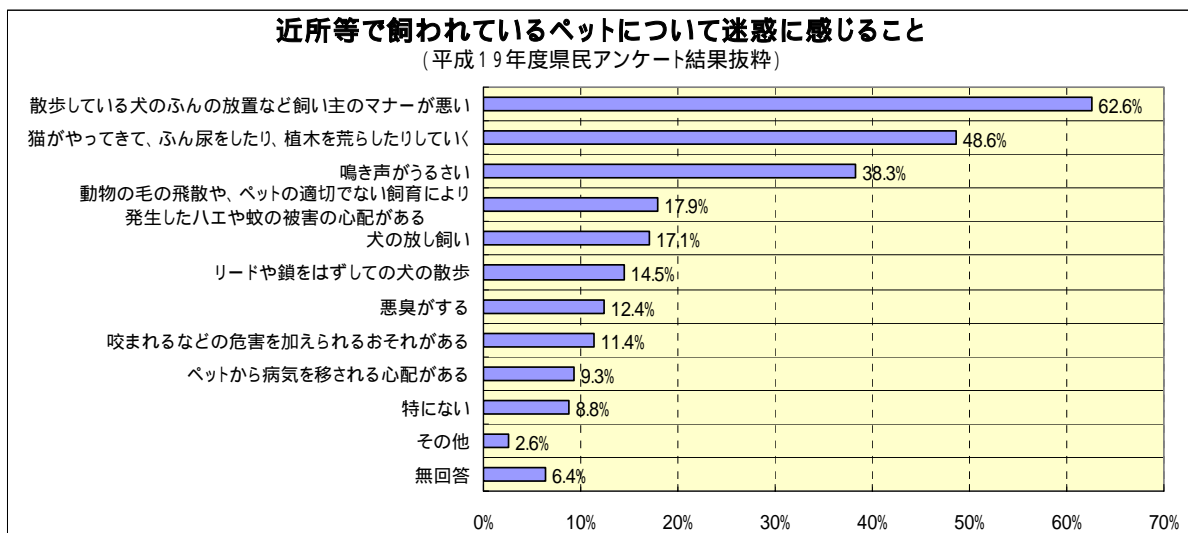


子どもたちへの動物愛護思想の普及啓発を図るため、昭和50年度から開催している「動物愛護ポスターコンクール」には、毎年2万点近くの作品が県内小中学校から寄せられています。

法で定められた動物愛護週間(9月20日～26日)を広く県民に周知するため、毎年獣医師会と共催で「動物愛護ふれあいフェスティバル」を開催しています。

また、動物の適正飼養の普及啓発のため、保健福祉事務所、市町村、獣医師会、動物愛護団体、関係団体等が「犬のしつけ方教室」等さまざまなイベントを開催しています。

しかしながら、アンケート調査において「近所等で飼われているペットについて迷惑を感じる」との結果にあるとおり、「犬のふんの放置等飼い主のマナーが悪い」「ねこのふん尿や庭荒らし」「鳴き声の被害」「犬の放し飼いやリードをはずしての散歩」等、飼い主のモラルやマナーの欠如を指摘する声が多く聞かれ、飼い主責任の徹底と適正飼養の一層の普及啓発の推進が課題となっています。



## 8 災害時における動物対策

県では、「群馬県地域防災計画」において、被災動物対策として実施する内容、関係機関との協力体制の確立等を定めています。

全国で近年発生した地震や災害の際には、被災した動物の受け入れ、人と一緒に動物も避難できる避難施設の確保、飼い主とはぐれてしまった動物の飼養等様々な対応が現実に必要となっています。

このため、本県でも、いつ起きるかわからない災害への備えとして、災害時の具体的な動物救護体制を整備しておくことが早急の課題となっています。